

吉國內閣法制局長官の「国土が他国の武力によつて侵されて国民が塗炭の苦しみに」答弁の論理構成等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年十二月十四日

小 西 洋 之

参議院議長伊達忠一殿

O

O

吉國內閣法制局長官の「国土が他国の武力によつて侵されて國民が塗炭の苦しみに」答弁の論

理構成等に関する質問主意書

一 政府は、いわゆる昭和四十七年政府見解の作成要求がなされた昭和四十七年九月十四日の参議院決算委員会での吉國內閣法制局長官の答弁「これは、憲法九条でなぜ日本が自衛権を認められているか、また、その自衛権を行使して自衛のために必要最小限度の行動をとることを許されているかということの説明として、これは前々から、私の三代前の佐藤長官時代から、佐藤、林、高辻と三代の長官時代ずっと同じような説明をいたしておりますが、わが国の憲法第九条で、まさに国際紛争解決の手段として武力を行使することを放棄をいたしております。しかし、その規定があるということは、国家の固有の権利としての自衛権を否定したものでないということは、これは先般五月十日なり五月十八日の本院の委員会においても、水口委員もお認めいただいた概念だと思います。その自衛権があるということから、さらに進んで自衛のため必要な行動をとれるかどうかということになりますが、憲法の前文においてもそうでござりますし、また、憲法の第十三条の規定を見ましても、日本国が、この国土が他国に侵略をせられまして國民が非常な苦しみにおちいるということを放置するといふところまで憲法が命じておるものではない。第十三

條からいたしましても、生命、自由及び幸福追求に関する国民の権利は立法、行政、司法その他の国政の上で最大の尊重を必要とすると書いてござりますので、いよいよぎりぎりの最後のところでは、この国土がじゅうりんをせられて国民が苦しむ状態を容認するものではない。したがつて、この国土が他国の武力によつて侵されて国民が塗炭の苦しみにあえがなければならない。その直前の段階においては、自衛のため必要な行動はとれるんだというのが私どもの前々からの考え方でございます。その考え方から申しますて、憲法が容認するものは、その国土を守るための最小限度の行為だ。したがつて、国土を守るというためには、集団的自衛の行動といふうなものは当然許しておるところではない。また、非常に緊密な関係にありますても、その他国が侵されている状態は、わが国の国民が苦しんでいるところまではいかない。その非常に緊密な関係に、かりにある國があるといたしましても、その国の侵略が行なわれて、さらにわが国が侵されようという段階になつて、侵略が発生いたしましたならば、やむを得ず自衛の行動をとるということが、憲法の容認するぎりぎりのところだという説明をいたしております。そういう意味で、集団的自衛の固有の権利はございましても、これは憲法上行使することは許されないということに相なると思います。」のうち、「憲法の前文においてもそうでござりますし、また、憲法の第十

三条の規定を見ましても、日本国が、この国土が他国に侵略をせられまして国民が非常な苦しみにおちいるということを放置するということこれまで憲法が命じておるものではない。第十三条からいたしましても、生命、自由及び幸福追求に関する国民の権利は立法、行政、司法その他の国政の上で最大の尊重を必要とすると書いてございますので、いよいよぎりぎりの最後のところでは、この国土がじゅうりんをせられて国民が苦しむ状態を容認するものではない。したがつて、この国土が他国の武力によつて侵されて国民が塗炭の苦しみにあえがなければならない。その直前の段階においては、自衛のため必要な行動はとれるんだというのが私どもの前々からの考え方でございます。」の箇所について、平成二十七年八月十日付内閣法制局作成による政府見解において、昭和四十七年政府見解における「この(1)及び(2)の基本的な論理と(3)の結論を区分することなく一体として述べているもの」としているが、この答弁の全体の論旨からなぜそのような理解ができるのか、論理的に説明されたい。

二 前記「二」の吉國內閣法制局長官の答弁は、我が国に対する外国の武力攻撃が発生しない限り我が国は武力の行使が許されず、それ故に、限定的な集団的自衛権行使を含むあらゆる集団的自衛権行使が違憲であることを法理として示すものであると理解してよいか。そのような理解が正しくないのであれば、具体

的な理由を論理的に示されたい。

三 前記「二」の吉國內閣法制局長官の答弁中「その考え方から申しまして、憲法が容認するものは、その国土を守るための最小限度の行為だ。したがつて、国土を守るためには、集団的自衛の行動というふうなものは当然許しておるところではない。」、「その非常に緊密な関係に、かりにある国があるといたましても、その国の侵略が行なわれて、さらにわが国が侵されようという段階になつて、侵略が発生いたしましたならば、やむを得ず自衛の行動をとるということが、憲法の容認するぎりぎりのところだ」、「そういう意味で、集団的自衛の固有の権利はございましても、これは憲法上行使することは許されないということに相なると思います。」との箇所は、限定的な集団的自衛権行使を含むあらゆる集団的自衛権行使が違憲であることを法理として示すものであると理解してよいか。そのような理解が正しくないのであれば、具体的な理由を論理的に示されたい。

右質問する。